

同朋大学佛教文化研究所紀要 第三十六号（二〇一七年三月） 抜刷

〔史料紹介〕

新出の清沢満之宛書簡群の紹介

木
越
祐
馨

新出の清沢満之宛書簡群の紹介

木越 祐 馨

書簡群の概要

近年、近代仏教の研究は著しい進展をみせている。この背景には、大谷大学編『清沢満之全集』全九巻（岩波書店、二〇〇二―二〇〇三年）刊行を機として、近角常観¹・関根仁応²・井上豊忠³等の関係史料の紹介があらう。

本稿ではこの動きに資すべく、自蔵の清沢満之宛書簡群十四通を紹介する。なお十四通のうち一通は、月見覚了宛清川円誠書簡であるものの、受取人の月見覚了から清沢満之に届けられたと推定できるので、書簡群のなかに含めておきたい。

年次は明治二十六年（一八九三）より同三十五年（一九〇二）にわたり、なかでも同三十一年（一八九八）が九通である。また清沢満之宛書

簡十三通の差出人は、親族の松宮全之助・清沢嚴照（各一通）、教界時言社（白川党）関係の稲葉昌丸（一通）・月見覚了（六通）・清川円誠（三通）、東京帝国大学関係の近角常観（一通）である。以上から明治三十年・同三十一年における教界時言社関係の月見・清川兩人発給書簡が中心とならう。

内容について一、二点触れておきたい。この時期の清沢・月見・清川三者における重大事は、占部観順の異安心事件⁴である。観順は同三十年四月六日真宗大学学監に就いたが、七月二十二日法義取調掛が置かれ、異安心に問われることになった。『御文』の「タスケタマエ」に請求（しょうぐ、コイモトムル）の意味あるとの宗門の見解を問題として、信順義を取るべきとの主張について取調が行われることとなった。取調掛には講師細川千巖・嗣講調雲集・同広陵了榮・同渡辺法瑞・同竜

山慈影・同吉谷覚寿が命じられている。早くも同月二十九日嗣講休職のうえ、学監・教授担任を解かれた（『本山事務報告』第四拾六号）。八月には著述『御垂示頂戴録』『二種深信略述』『破塵問対』三部が不穏当と告知された（『同』号外）。なお藤谷還由が学監代理に就いた。ついに同三十二年七月には擯斥処分が下された（『宗報』第拾壹号附録）。

この問題について、清沢満之等が安心調理自体を否定し、池原雅寿を仲介者として、観願の救済に奔走する様子が記述されている。この間、いわゆる学寮派の人物像や立場に言及するなど興味深い内容がある。

また清川円誠入寺一件では、自坊に束縛されず教育に従事することという自身の希望や、生涯衣食の資に汲々とするを不可として賛意を示す月見覚了の意見は、彼等の置かれた境遇を示すものである⁵⁾。

今後教界時言社の関係者史料を発掘による清沢満之研究の深化が求められよう。

註

- (1) 岩田文昭を研究代表とする科学研究費補助費による近角常観の研究成果が大きい。その成果は、碧海寿海『近代仏教のなかの真宗―近角常観と求道者たち―』（日本仏教史研究叢書、法藏館、二〇一四年）・岩田文昭『近代仏教と青年―近角常観とその時代―』（岩波書店、二〇一四年）等でまとめられている。
- (2) 真宗大谷派教学研究所編『関根仁応日記』全八巻（真宗大谷派、二〇〇六―二〇一六年）。

- (3) 森岡清美『真宗大谷派の革新運動―白川党・井上豊忠のライフヒストリー―』（吉川弘文館、二〇一六年）。
- (4) 『西尾・唯法寺展―占部観順師とその弟子たち―』（真宗大谷派三河別院、一九九六年）。この展示で、九の清川円誠書簡は稲葉円誠書簡として出陳された。
- (5) 『清沢満之と近代日本』（法藏館、二〇一六年）は重要である。なお同所収の「関連人物紹介」（名和達宣執筆）は有益である。

〈付記〉

本稿は、二〇一六年十二月二十二日の同朋大学仏教文化研究所第三十五回真宗史研究会における報告をもとにしている。参加者の方々から多くの知見を得たことに感謝申し上げます。

〔凡例〕

- 一、字体は常用漢字を原則とし、フ・ク・ハはコト・トキ・トモに改めた。
- 一、本文に句読点「、」「・」「。」を付した。
- 一、行間の挿入指示は、本文中に組み入れた。
- 一、誤字・宛字を訂正した箇所には「カ」、人名・年代等の説明註は該当箇所の右傍または左傍に（ ）で示した。
- 一、原本に抹消のある場合には、該当箇所の左傍にこゝを付し、もとの文字が判読できない場合は、その字数を推定して■で示した。
- 一、重ね書きの場合は、後に書かれた文字が判読できる場合は右傍に（×）で示した。

一、按文で言及した『徒然雜誌』第一号・『臘扇記』第一号は『清沢満之全集』第八卷（岩波書店、二〇〇三年）、清沢満之書簡は『清沢満之全集』第九卷（同書店、二〇〇三年）に拠った。

〔釈文〕

一 明治二十六年七月十九日 松宮全之助書簡

〔封筒、ウワ書〕
「南勢二見浦

旅店角屋方

徳永満之殿

津佐伯町

メ 松宮全之助

○消印、左上切手ノ上「伊勢／津／廿六年七月／十九日」、右下「伊勢／神社／廿六年七月／二十日」トアリ、

爾来益御静迪奉拝賀候、去ル十五日午后六時櫛田へ御安着之報、十七日午前桜手、又翌十六日午后二時其地へ御到着之由、続テ御通知ニ預リ、御健足驚入候、昨今追々御撰養、又一入之御楽みと奉察候、

昨日四天王寺ニ参リ、住職鈴木天山ニ面晤候、賢兄御漫遊之義を申聞テ、御対面之時機打合候処、廿三・廿四両日頃ハ、恰モ在坊之折ニテ好都合之由申居候間、右様御了知相成度候へ、只御足労ながら同寺迄御運ひを願ひ度事ニ確定シテ候、就テハ来ル廿三日御地御出發ナレハ、同日

ハ松阪へ御一泊、翌日当地へ御着之予定ニ候哉、又ハ廿三日当地ニ御着之予定ニ候哉、御手数ながら前以御一報煩し、恐損致居候、
次ニ大井・五十川両子へよろしく御致声奉忝候、敬々頓首、
〔清二〕〔賢蔵〕
〔明治二十六年七月〕
十九日

全之拜

徳永賢兄

二 明治二十六年八月四日 稲葉昌丸書簡

〔封筒、ウワ書〕
「三河国碧海郡

大浜町西方寺

徳永満之様

京都堺町夷川下ル

メ 八月四日 稲葉昌丸

○消印、左上切手ノ上「山城／京都」
／廿六年八月／四日」、右下「三河／大浜」
／廿六年八月／五日」トアリ、

（上 欠）

□□□□□□覚すると相成申候、夫とても一日も早く出發の方彼此之都合宜敷かるべしと青木氏も被申居候へ共、マダ延引致居候、ト二角是事ハ九分九厘成功之事と悦居申候、
〔井上豊忠〕
〔政太郎〕
沢柳氏之件、当今之制度にて、校長之儀ハ大に好マレザル趣、大に尤の事と存居、乍併其上にて又々校長選

定の一擾動有也、一寸難儀之事に候、太田氏(祐慶)より伝言之趣には、貴師東上、沢柳氏に御面晤之節ハ、何卒校長就任之儀、充分に御勸被下度と申居候間、一寸申遅候、強て言ふ事ハ、実ハ同氏(又心)に対して氣之毒之至と存申候へ共、可成ハ其方好都合ゆへ、小生も多少御勸申度考二候、尤も特別認可、忝中学制度之可否に付てハ、議論も種々可有之歟なれ共、只今之有様にてハ、特別認可のある方利多しと被考候、其辺之事ハ貴師も御同意之御事と相考申候へ者、其旨ハ沢柳氏にも御話置願上候、今川氏(覺神)ハ来る六日頃西京着之日取之由ニ有之候、中学之器械等購求の都合有之、好都合に候、右購求之都合によりてハ、小生も一応東上可致歟も難計と相考居申候、貴師ハ東京御滞在何日頃までに御座候二哉、尤も小生の東行ハ、今より少しも当にならず候、

伝言によれハ、貴師ハ少々痔疾にて御困りの趣、充分御用心願上候、

二、三度之降雨にて、旱天之声も稍二収まり候二哉、

右申上度、如此候也、

八月四日晚 稲葉昌丸

徳永満之様

三 (明治二十八年) 三月五日 清沢嚴照書簡

拜啓 時下余寒難退候処、貴館御一同罷揃、御清康之条奉欣賀候、次二弊坊皆々無異消光罷在間、乍憚御休神賜慶候、陳ハ信(清沢)一義も追々成長致

シ、且言勤共二相發、進歩仕候由御申越二相成、当方一同歎ひ居候、付而ハ同人養育費御操入被成下候段、御厚情万々奉謝候、就而ハ今回金貳拾円、舞子郵便局替為二而差送候間、乍御手数右局ニテ御落手相成度奉願候、又々三月二日御投函之貴書拜見仕処、沖子事發病致シ候二付、種々御配意被成下、御懇情之段、万々奉謝候、何れ近々内、家内之者御貴館へ為伺候間、万縷其節二相讓申候、頓首拜復、

(明治二十八年)
三月五日 清沢(嚴照)

徳永満之様

二白、目今ハ御病氣御容体ハ如何被為在候哉、是又奉伺候、

○教育費のこと、明治二十八年二月二十二日付清沢嚴照宛同満之書簡(清沢満之全集』第九卷所収一二二号書簡)に見える。

四 (明治三十年八月以降) 二日 月見覚了書簡

宗教革命史等二、三冊全君より送り被具、借覽致居候、併し未だ読書の舞台ニ入る事を得ず、唯楽屋にてアチコチ拾ひ読致居候而已二候、一昨年来の事など思ひ合され、不覚感を動かし候事も有之候、

Their aim was, at first, a pure fiction of the church within itself, of by its own servants. This prover a total failure. The next step was to withdraw from the fold of as-tahist an independent confession of a separate ecclesiastical structure. This succeeded:.....

とは革命者の成績に附て評下せし言、尚

More than one generation is always needed to achieve a moral revolution.

又ハ、

The Paris theologians failed in their work……. They never ■■■ with grew from the Roman Catholic Church, or took steps of establish a separate ecclesiastical organization. …………… Besides this fatal mistake, the attack of the Paris theologians was not a steady, earnest, of specific progress. It was a sudden blast of often repeated, but not an onward march.

の説なども有之、面白く御座候、東京表の事、若条件にても提出して交渉する様な事と相成候ハ、何れ本山施政の方針なども申分の一となり可申、附てハ占部師(觀魁)の処分の如き、本山が学者を過する事の都合なる一二数へ、其辺より手を着けて、何とかもとの如く復職丈にても、至急ニされる様致候てハ如何、東京達の考ハ如何か存不申候へども、一寸思出候儘添て申上候、七十以上の老師をして、何時迄も今日の状態ニ止め置候事ハ、実ニ難忍次第第二候へハ、先ハ右拝報旁一二申上度、如此御座候、多忙の際大乱文筆御判読被下度候、

(明治三十年) 月見
二日 覚了

和筆

(満之)
清沢先生座下

五 (明治三十一年) 八月九日 清川円誠書簡

拜啓 此度ハ大勢罷出、非常之御優待ニ預リ奉深謝候、御芳情之程、一同感銘仕居候、特ニ小子儀ハ長々御厄介ニ相成、且ツ日々御懇教ヲ辱フシ、感謝不能措候、以御蔭稍宗教・哲学之大義ニ通シ候様相覚候、尚且研究仕度考ニ御坐候、修養之事従来深ク、其切要ヲ感シ居候処、御高説ヲ拝聴シテ、益其考ヲ相固メ申候、唯稟性欠失多ク、徳ニ進ムノ甚タ難キヲ歎スルノミニ御坐候、先生尽誠之説、理論ニ於テ如何アラント存候、先日モ彼是愚論ヲ試ミタル次第第二有之候処、翻テ實際上ヨリ之ヲ考フルニ、極切・極要之事タルコト無疑様存候、小子モ曾テ此様之考有之、司馬温公之誠ノ一字生涯之ヲ行フテ余アリトノ説抔思ヒ合セ、之ヲ日記中ニ記シテ、自ラ戒メタルコト、両三回ニ及ビ候、其意ニ曰ク、接スル所ノ人千差ナリ、遇フ所ノ事万別ナリト雖トモ、我レ一誠ヲ以テ之ニ応スルニ、足ラサル所アルコトナシ、我レ苟モ誠ヲ欠カハ、事詐ニ涉ラサルコトナシ、詐ヲ以テ詐ニ対ス、何ヲ以テ人ヲ服スルヲ得ンヤ云々ト、昨日帰途車中ニ於テ、不図此事ヲ回憶シ、先生尽誠之説、亦實際上之経給ヨリ起リタルニハ非サルカト存候、不知果、然ルヤ否ヤ、修養之事ハ学問ト同シク、師友之切磋ニ由ルニ非サレハ、進歩スル能ハス、小生カ如キ天性欠失多キ者ニ於テ特ニ然リ、何卒無御遠慮、一々御扶摘・御示教ヲ賜ハリ度奉合掌候、此度之会合ノ如キ愉快ヲ極メ候事ハ、近年無キ所ニ御坐候、帰来復タ俗塵之裏ニ入り候ヘトモ、是ノ修養之好舞台

ト心得候へハ、苦痛モ自然相薄ラキ申候、

先生ハ主人之地位ニ御坐ニセラレ候事故、何角御神慮ヲ勞サセラレ、隨

分御疲倦ヲ来シ候事ト奉恐察候、何卒御保愛■專一二被遊度奉願上候、

法賢様ニハ一年中尤法務御閑暇之折柄ニテ、御休養專一二可被成時節ニ

候処、日々御苦勞ヲ掛ケ奉リ、心外之至ニ御坐候、乍失礼別書差上申

候間、宜敷御礼意御伝致被下度、此段特ニ奉願上候、

原君へも厚ク御致意奉願上候、

○昨日汽車之都合ヨロシク、大府ヨリ急行列車ニ乗シ、夜九時七条ニ着

シ候、(稲葉昌丸)稲公ハ橋川氏ニ投宿シ、今日大徳精舎へ帰ラレ候筈ニ御坐候、

不取敢御礼旁前条申上度如此ニ候、

(清川)八月九日 円誠

頓首

(滿之)清沢先生

座下

○「徒然雜誌」第一号明治三十一年七月二十八日条「清川円誠氏來訪、」・八月七日条「占部公順氏來訪、井上・清川・月見・艸間四氏及余訪占部老師、」同八日条「諸氏一齊辭去、」とあることから、本書簡の發給年次は明治三十一年と推定される。

六 (明治三十一年) 九月二日 月見覚了書簡

拜復

先刻愚書投函後、尊翰を拝受し、奉謹誦候、

又手法嗣殿等の御仕奉ニ対し、吾人か感激し、衷情を披陳して、台下の(現如大谷光遠)

高聞ニ達してハ如何との貴論、頗る御同感にて、何卒至急其取計ニ出で

度ものと奉存候、仮令此度の挙か当路者の方寸より出でたる一芝居なり

とするも、其快挙たるハ、勿論法嗣殿等の断然決意飄乎として、(明治三十一年八月十三日)遠征之

途ニ上リ給ひし御誠意ハ、之か為めニ其価値を減せず、此御誠意こそ、

吾人の最も感旧に堪へざる所なれハ、此御壮挙ハ(向誠)ハ滿腹の誠心を以て、

感佩の意を表し候て可然と存候、附てハ清川兄ニより、事の真相を探聞

せん事も、亦一事として之を為し、兎も角も不取敢、右吾人の微衷披陳

の取計致候てハ如何ニ候哉、

又手之を達する方法ニ附てハ、(石川舞台)石翁ニ申入る、ハ、正当の順叙ニ可有

之候も、或ハ求むる所ありて然するかの如く邪推せられ、為め二本意の

貫徹せざるの恐なしとも難申候へハ、之を達せんハ、村上師を(專精)経ん事

最も可宜と存候、(文雄)(南条師も余り面白からざらんか)御高見如何ニ候

哉、

扱右ハ書を以て申上る事、正当の手続なるべしと被存候へ共、其起草な

ど彼是致候て手間取り、為め二時機を失し候ても如何ハ敷候へハ、村上

師への私翰にして、台下の御覽相成候も、宜敷様のものニ認め、差出し

候候ハ如何ニ候哉、

右何れか御高見に於て可なりと御治定相成候ハ、清川兄へ御申送被

下、それに従ふて取計候事ニ致度、愚見如此ニ御座候、小生も来る五日

ニ難止要務有之候間、其後ニ非れハ出京仕兼候へ共、若参り候事必要な

らハ参るべしと、清川兄へ申送り置候、石翁へ申入候様ならハ、是非相談可致必要も可有之歟と存候、村上師を経る事ならハ、其差出すべき書面の大要相決し候ハ、別ニ相集り候はずとも、清川兄なり、小生なりにて、其意ニ従ひ執筆仕候て可宜歟、附てハ何れニもせよ、吾人の衷情を如何ニ発表可致歟ニ附ての御高見御示し被下度奉懇請候、

因ニ世間の新聞ニ、法嗣台下の御書翰を発表せし事の速かにして盛なる、(小生ハ大阪毎日・日の出・大坂朝日等にて、早く掲載せられしを見申候) (号外、同年八月三十日発行) 常葉の之に關して喋々し、寺務所の論達を發する杯より見れ

ハ、因より深く計畫せられたる当路者の一策なるべしと確信致居候、唯其計畫者の石翁なるか、和田田(岡田)などなるか、下ハ稍惑ひ居候所なきニ非ず、事ハ全く石翁的なれど、過日の法嗣台下の御直命といひ、此挙が布教方面の挙なるより見れハ、或ハ其動機ハ和田ニハ非るかとも惑ひ居候、御推察ハ如何ニ候哉、

村上師辞任之件、先々無事ニ静定の傾向となり候様子、可喜次第二候、併し唯吉田(齋藤)のきり過より直ニ辞表を呈し、吉田が弁疏によりて、直ニ復職せらるゝ事とならハ、村上師と吉田との間ハそれにてよろしきも、辞任と復任と共に無意味ニ了り、(常體) 近角の所謂る軽々ニ出たり退たりさるゝの嫌有之、当路者をして復村上の辞職かと云はしむる様の事有之べしと被思候(已ニ小生共のしらざる際ニ辞表を出され、人の止むるに從ひて留任せられし事ある様子——近角の談)ハハ、此点ハ甚残念ニ存候へども、此際当方より如何とも手を出し難く、又此点ニ附てハ、近角の先日

の話もある事故、何とか東京にての相談も可有之、先是も成行ニ任せ候より外致方なかるべきか、飛込んでされる事ならハ、此も一の機会故、例の少しにても進むの方針ニよりて、今少し火の手を挙げしめ、他の一の機会を作る事とも出来可申候へども、何分今日の場合、如何とも難致、多少残念の感有之候、併し何か別ニ御考案も有之候ハ、御漏し被

下候存候、先ハ右貴酬旁当要之件拜伺仕度、如此御座候、早々頓首、
(明治三十一年)
九月二日夜 (月見) 覚了

(満之)
清沢先生御座下

○『臘扇記』第一号明治三十一年九月四日条「○月見氏、一昨便清川氏ノト大同、新法主及三連枝一条ノ誠意ニ感激ノ旨ニ付云々」とあるは、本書簡と推定される。また本書簡中の「尊翰」とは、同年八月三十日付月見覚了宛清沢満之書簡(『清沢満之全集』第九卷所収一七二号書簡)のことか。

七 (明治三十一年) 十月八日 月見覚了書簡

貴翰并ニ清公(清川)之書札共々拜見、貴命去三日の尊墨、亦忝く薫誦仕候、時下冷氣頓出、難凌候へ共、御起居御異条もあらせられず、欣賀之至ニ奉存候、

扱清公祿仕之一件、巨細之事情を承れハ、万已を得ざる仕儀、遺憾ながら同意致候外可無之存候、附てハ早速(沢柳政太郎) 岡田氏へ御申送被下候由奉謝候、両氏の手よりすれハ、多分相当之ケ所も見当り可申、最好都合と奉存候、小生も二、三知人へ申送るべきかと存候へ共、恐くハ沢・岡田氏

二よるもの、如く、恰當のケ所を見出し難かるべく、且余り手を抜けて探し廻り候も、如何敷被存候儘差控へ申候、若沢・岡両氏の手にて見当らざる時に致候とも、可然かと存候、

元來当初之發願よりすれハ、(稲葉昌丸)稲・今両先生の今日の境遇に在るも遺憾至極にて、清公の祿仕も甚面白からず、(今川覺神)今後東京連中などの口を此等に籍りて、勝手の振舞ニ出て候様の事も無之哉との懸念も生し、将来各人・

各個の運動となり、唯僅かに今日迄の引掛りより致方なく、結合の面目を形式的に持つ位の事ともなり不申哉との恐も有之、衷心甚残念ニ堪へず候へ共、稲・今両先生及清公の如きは、小生共とは稍事情を異にし居り候へハ、万止むを得難く、噫の歎声と共に同意を表するの外無之候、一派をして此極ニ至らしめ候所以のものに想到すれハ、感激之至ニ堪へず候、

貴示之一節・一誦・三歎、今更の如く思はれ、覚へず襟を正し申候、富貴ハ固より死生をも意とせざるに至らざれハ、大悟を口にする宗教家の本領を得たりといふべからず、又大事を成す事ハ出来難かるべく被存候、所謂る富貴も洵する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はざる、Calm of sereneの一物嚴存するにあらざれハ、到底ダメなるべしと存居候、唯修養足らず、未だ此境ニ到る能はざるこそ口惜き限りニ御座候、

(尊稱) 帰後村上師寄贈の仏教史綱を繕読致居候、先年の贈書未読甚厚意に背き居候へハ、せめてハ是丈なりとも、早速閲読仕度存居候、著者苦心の痕

大ニ相見へ、好著と被存候、唯編纂の法に關してハ、多少の異議なき能はず、又行文も史筆とは申し難く、杜撰のケ所も不尠候様見受申候、折角読ミ候証に、氣附候事ども書附、村上師へ申送り度存居候、併し或ハお目玉を頂戴致候哉も難計存居候、
乍憚兩尊大人様・御令弟始め皆々様へ、宜布御致声被成下度、(原字広意)尚原公へも宜布願上候、早々頓首、

(明治二十七年)
十月初八日 覺了
十一年

百拜

(滿之)
清沢先覺御座下

○『臘扇記』第一号明治三十一年十月九日条「○月見氏」とあるは、本書簡と推定される。

八 (明治三十一年) 十月十八日 月見覺了宛清川円誠書簡

拜啓 度々御芳書御恵投ヲ蒙リ候処、疎懶ニ相過居、失敬之段奉謝候、小生祿仕之件ニ付、縷々御懇教ヲ辱フシ、難有存候、過日不取敢端書ニテ申上置候通り、郷里之窮状モ、所聞ノ如ク甚シカラス候へハ、自分一身之不自由ハ当分辛抱可仕積ニ候、(稲葉昌丸)稻公之右ニ関スル御意見モ、今公方御回示ニ相成候共、要ハ世間之学校ニ出テ、ハ、読書之暇杯ハ少モ可無之、自身ノ為ニスルニハ、専心学ニ従事スルニ若クハ無シ、其学費ノ如キハ、(今川覺神)稲・今両公方送惠スヘシト云々在リ、両公ノ御芳情ハ感謝所不能措ニ候へトモ、学費ヲ仰クカ如キハ到底其分ニ非ス候、来春ニモ相成、

東京■ニテ今日ノ如キ、閑職ノ人目ヲ惹カサルモノモアラハ、ソレニ転
センカトモ相考居候、

実ハ上京者過大ノ言ニ因リテ、一時郷里之窮状ニ驚キ、且ツ当時恰モ興
正寺之方ニモ少シ不都合之事有之、其上チト京都モイヤニナリタル杯、
種々之事情集マリ来リテ、急ニ縁仕ヲ思ヒ立チタルコトニ候、

貴兄御懸念之点ハ、小生モ初ヨリ考ヒ居候コトニ御坐候、

○占部問題ハ委シキ事情ハ存シ不申候、其現状ハ過日之葉書ニ申上候通
リ、異安心ト決シ、三講者連印上申シ、処分ヲ仰キ候由、過日大崎等来

訪之朝、池原ノ之ニ調印シタルコト実ナラハ、無節義極マルモノナレ

ハ、小ニシテハ占部氏ノ為メ、大ニシテハ宗学ノ将来之為メ、最初ニ池

原ヲ詰問シテ、一運動等始メラレ候テハ如何ト申勸メ候処、其後大崎モ

池原ヲ訪フテ、此事ヲ確メタレトモ、一切関知セズト申シテ相手ニナラ

サル由、併シ實際調印シタルハ確ナルコト也トノコトニ候、（了卷）（寛寿）広陵モ吉谷

ニセメ立テラレテ不得已調印シマシタト申居候由、何トモ呆レ入リタル

事ニ候、此後如何ニ成リ行クヘキヤ、若シ無法之処置ヲ行フ様ノコトア

リテハ、差当リ占部老人ニ対シ、実ニ氣之毒之致リ、何トカ好策モガナ

ト相案シ居候ヘトモ、第一今日之大学生始メ、昨年迄熱心ニ此事ニ奔走

シタル出雲路等之連中マテ、孰レモ冷淡ヲ極メ居、何トモ致方無之候、

昨日モ多田来過致候ニ付、此事相話候ヘトモ、今之本山ニ対シテハ何等

之希望無之トテ、迎モ奔走ヲ誠ミン様子無之候、

左程重要之事トモ思ハレサル教誨師問題ハ、意外ニ八ヶ釜敷相成、如何

ナル事情ニ出テタルモノナルヤ探聞候処、（舞台）石川ノ此事ニ関スル移撤ハ高

察之如ク、（小弥太）鳥尾等保守党等之依頼ヲ受ケ、（天隈重信内閣）憲政内閣攻撃之一軍トシテ、

此挙ニ出テタルモノ、由ニ候、然ルニ板垣ハ大ニ怒リ、（退助）法主ノ上京ヲ促

シ、其代理ニ申達シ、石川ノ処分ヲ追マル様相成候ニ付、石モタマラ

ズ、早々帰山候処、法主ハ意外之立渡ニテ、一兩日ハ面謁ヲ許サズ、或

ハ書ヲ呈シ、或ハ他ノ執成ヲ乞フテ、漸ク拝謁シ、（大谷勝経）縷々此挙ノ不可已ワ

ケヲ述ヘタレトモ、容易ニ同意ヲ得ズ、（彰如）新法主ヨリ法主宛書面至リ、其要旨ハ、此件ハ

ズ、大ニ窮シ居候処へ、（彰如）新法主ヨリ法主宛書面至リ、其要旨ハ、此件ハ

事小ニ似タレトモ、関スル所甚大ナレハ、是非ヤリ通サセ度、若シ台下

ニ於テ不可ナル所アラハ、拙者（新先生）ニ御一任被下度、左候ハ、

一身ヲ賭シテ貫徹可致ト云ニ在リト聞及候、法主モ之カ為メ幾分力此方

ヘ傾キカケタレトモ、（反对）総務ハ依然執テ聴カレヌ由、（二傾キ居候）寺務所ハ右ニ関シ、

宗制・寺法上、石川ヲ処分セネハナラヌモノナルヤ否ニ付、委員ヲ設ケ

テ取調ヘタレトモ、何トモ片付ヌ様子、所員中議事達ハ総務ニ傾キ、録

事以下之徒ハ大ニ石川ニ賛成致居之由、サテ右新法主ノ御手書ト云ハ、

実ハ並山ノ草スル所ニシテ、石川ヨリ新法主ニ乞ヒテ、致書セシメタル

モノ、由ニ候、石川ハ各宗派ヲ連合シテ、事ニ当ラントシタレトモ、第

一ニ西派の離レ、追々他ニモ連合ヲ離ル、モノ陸続相繼キ、其究ミニ思

フハ、（眞言宗）土宜法龍ト、日蓮宗ノ何派トカノミナリ、此有様ニテハ

迎モモノニナルマジト思ヒ、如何ニカシテ門末ノ者ニ対スル氣餒ヲ仕ラ

ント欲シ、差当リ京都ニ於テ、野間凌空ニ此事ノ運動ヲ依頼シタル由、

去レトモ格別氣餒ノ立ツ模様も無之候、

石川ノ最後ノ目的ハ、或ハ事成テハ意ノ如クナラサル本山ヲ去リテ、政界ニ雄飛（？）セン積ナルカ、或ハ運動費ニテモ貪ル鄙劣ナル考ニ出テタルカ、又或ハ之ニ由テ、門末ノ自己ニ対スル信用ヲ回復セントスルニ在んカ、何レ此三点ノ内ナルヘシト存候、

右ハ木津氏ガ極内々ニ、野間凌空方聞キ得タル所也ト云モノニ候、此真相ハ録事連中等ニハ相分ラズ候由、其後如何相成候哉、存不申候、

尚右ニ関連スル一所聞アリ、予テ現寺務所攻撃ニ熱心ナル織田得ハ機可乗ト思ヒ、其実家ノ本坊ノ檀家タル杉田定一ニ依テ、自己ノ本山之事情ニ委シキ旨ヲ内務大臣ニ説カシメ、之ニ依テ大臣ノ呼掛ニ逢フテ、其官

邸■ニテ、板垣・鈴木充美及尾崎行雄等ニ面シ、石川ノ旧悪■尾ヲ付シ、鱒ヲ添ヘテ讒謗シ、是ガ石川ノ真相也ト申聞カセテ、彼等ニ一驚ヲ喫セシメタルニ、板垣ハ大ニ喜ビ、此度ノ件ニ関スル、目下本山之態度ハ如何相成居ルヤ、其実等ヲ探偵セシケル使者トシテ、織田得ヲ京都ニ遣シタル由、是ハ現ニ織田方篠原ノ許ニ連リテノ話ナル由、尚又織田ハ

板垣等ノ、石川ノ代ニ参務トスヘキ人ハ誰ナルヤノ問ニ対テ、渥美ハ前年ノ失敗ニテ迎モダメナレハ、篠原ヲ除キテ他ニ其人物ナシト申シ、依テ喋々篠原ノ人物ヲホメ聞カセ候トノ事ニ候、木津杯ハドウカ、石川ノ失敗シテ、篠原ノ出ツル様只管念シ居ル様子ニ候、篠原ハ織田ニ対シテ、一向相手ニナラヌ様話居候ヘトモ、マンザラ左様ニテモ無カルヘク被察候、サテ〳〵面白キコトニ候、

右申上之内、小生祿仕ノ件・占部ノ件ハ、共二三河へ御報申上候ヘト

モ、不移撤ノ件ハ未タ御報不仕候間、乍御手数、此分ハ貴兄御一覽之後、同方へ御回シ被下度願上候、時候之加減カ、此比邪氣ヲ得テ、少々不快ニテ書ヲ仕ルニ懶ク、勝手仕候、早々、

秦敏之氏ハ右教誨師問題ノ用ト、帰郷ノ用ヲ兼テ、京都ニ立寄りタレトモ、往訪之暇ナシトノ伝言ヲナシタリ、多分御察之如ク、大事ニ説カレ候、此ニ至リタルモノナルヘシ、

十月十八日晚
(明治三十一年) 月見賢契座下
(清川) 円誠

瀬尾氏御往訪之由ニテ、小生ヲモ御寵招被下候処、前陳之如ク不快ニモ有之、且余暇モ無之、乍残念不得其意候、瀬尾氏尚御在地ニ候ハ、宜敷御致意奉願候、

九 (明治三十一年) 十月二十二日 清川円誠書簡

拜復 (親順) 占部事件ニ関スル御両兄之御書面謹誦仕候、池原氏カ上申書ニ調印之事ハ、過日不取敢御報申上置候ヘトモ、其後更ニ考フルニ、斯人ニシテ此事アルハ、頗可疑之事タルノミナラス、尚同氏ハ調停策ヲ講シツ、アルニ非サルカト想像シ得ヘキ事実ヲモ聞込候間、兎ニ角一応面会シテ其真相ヲ探リ、其上何分之計ヲ為ス方可然存シ、一昨日同氏ヲ下京裏寺町延寿寺之寓ニ往訪仕候処、果シテ氏カ調印之事ハ、全ク無様之風

被察候、サテ〳〵面白キコトニ候、

被察候、サテ〳〵面白キコトニ候、

被察候、サテ〳〵面白キコトニ候、

被察候、サテ〳〵面白キコトニ候、

説ニシテ、氏ガ調停之策ヲ案シ居候事モ想像之通ニテ有之候、今日ハ侍者モ傍ニ在リ、外聴ヲ厭フ辺モ有之トテ、今日氏方小弟寓ヘ来訪ニ相成候、今氏ニ面シテ確メ得タル事実ノ要点ヲ、左ニ可申述候、

一、池原氏ハ此安心問題ニ関シテハ、友義上孰レヘモ左袒シ難キ事情アレハトテ、此事ニ関スル相談ヲ謝絶致居候故、学寮派モ同氏一人ヲノケモノニ致シ、同等之相談ヲモ為サ、リシ由、

一、右之次第故、上申書捧呈之事モ確ニ承知シ居ラヌ程之由、広陵調印之事モ、小弟カ聞キ得タル風説ヲ相話候処、痛ク同人之變古ヲ憤慨被致居候、

一、池原氏ハ占部老人ヲ救ハントスルトキハ、自分モ異安心ニ誣ヒラレントスルノ傾向アルヲ見、之ヲ恐ル、甚シク、オカシキ程ニ心配致居候、

一、夫故老人ヲ救ハント欲スルノ念ハ十分アレトモ、容易ニ此事ニ関シテ人ニ語ラス候、氏ノ言フ所ニ依レハ、是迄ハ孤立シテ何人ニ相談スヘキ様モ

一、参務石川方池原・石川（了因）兩人ニ調停ヲ執ラシメテ、此事ヲ収決シタキ由、池原氏ニ相談ヲ致シタルコトアル由、尚参務石川ノ言ニ依レハ、此問題ハ是非本年中ニ処分スヘシトノ事ニ候、

池原氏ハ寧日占部方、石川了ハ学寮方ノヤ、穩和ナルモノ故、此兩人ニ調停セシメントスルモノナルベシ、
一、然ルニ池原氏ノ考ニハ、占部及

トモ、少シク会通ヲ加フレハ、其説相容レサルモノニ非ズ、然レトモ自分ハ占部老人トハ個人上之交際深カラズ、且ツ自分ニハ目下閑暇モ乏シキ故、藤谷還由氏ヲ呼寄セ、氏ヲシテ占部ヘ此事之交渉ヲ為サシメント欲シ、再三書ヲ遣シ、又寺務所ヨリモ土屋觀山・松岡秀雄兩人、他ノ用事モアリテ、相繼テ藤谷之許ニ至リ、出京ヲ請フタレトモ、藤谷ハ今自分ガ行タトテ、学寮方ノモノハ到底自分ノ交渉ニ応スヘキ見込ナキ故、逆モダメナリトカシ、如何ニシテモ請ニ応ゼズトノ事也、

一、右ニ付、小弟之考ニハ、藤谷氏ハ双方之交渉ニ当ルノ要ナシ、唯老人ヘノ交渉ヲナシ呉レラレ、学寮ノ方ハ池原・了因兩氏交渉之勞ヲ執ラル、コトトナシ、今一応我々共方藤谷氏之来京ヲ促スコトトシテハ如何ト申出シ候処、池原氏モ之ニ同意致候、如何ノモノニ候哉、

一、サテ学寮方之交渉ハ、参務石川ノ考モアルコトナレハ、池原・了因二氏之ニ当ルハ宜シカルヘク候ヘ共、池原氏ノ考ニハ、先ツ了因ヨリ自分ニ相談ヲ掛ケ、然ル後協同交渉ノ勞ニ当ルコトニ致シタシ、然ラスシテ自分ヨリ了因ヘ相談ヲ掛ケ候テハ、窃ニ占部ノ依頼ヲ受ケタルコトト邪推セラレ、從テ好結果ヲ得サルヘシト申居候、（占部党ト見做サル、ヲ恐ル、ノ意ヨリ、兎角原動的ニ此事ニ関スルヲ避ケルコト総テ此ノ如シ、）併シ是ハドウ共ナリ可申候、

一、然ラハ調停ノ方法ハ如何ト云ヒシニ、池原氏ノ考ニハ、例ヘハ信順・請求ノコトニ付テ云ハ、請求ニハ無力運心ノモノト、無力非運

心ノモノトアリ、無力非運心ノ請求ハ信順ト両立セサルモノニ非サレハ、占部ヲシテ之ヲ許サシムヘシ、其他ノ問題モ此様ノコトニテ、兩者ノ説ヲ和融シ、サテ占部ノ是迄ノ説ハ、無論異安心ニハ非サレト

モ、兎ニ角極端説ニシテ、癡解タルコトスルノ外ナシトノ事ニ候、占部老人ハ右之如キ調停ニ從フヤ否ヤ、無覺束之限ニ候ヘトモ、兎ニ角老人カ今日之如ク、其説ヲ頑守シテ一步モ枉ケサル間ハ、逆モ調停ハ出来申間敷、我々共モ是迄迄尽力シタル上、老人ノ之ヲ用キサル以上ハ不得已事ト存候、御賢考如何ニ候哉、小生ニハ他ニ方策無之候、清沢先生之御説ノ如ク、二諦教報紙上ニテ論シ候事ハ、實際上即チ此問題ヲ収ムル上ニ於テハ、余リ効能モ無カルヘキヤニ奉存候、若シ藤谷君之上京ヲ懇請スルコトニ御同意ニ御坐候ハ、清沢先生ニテ其書面御認メ被下候、次月公及小生へ御回送、三名連署ニテ相發シ候テモ宜シク、又ハ直ニ参河方御發送被下候モ然ルヘク、孰レトモ宜シク御取計奉願候、池原氏ハ自坊法用之為メ、十一月五日比方十日比迄之間ニ京都ヲ發シ帰京シ、廿日間計滞在、十二月ノ初二出京スル積之由、其節藤谷氏ヲ同道致度ト申居候、チト遅クナル様ナレトモ、池原氏不在ニテハ致方無之不得已候、帰郷之上ハ、藤谷氏三面晤之上、更ニ相談被致トノ事ニ候、右之次第故、左程ニ急速ヲ要セズ候ヘトモ、右之間ニ合ヒ候様、藤谷氏へ書面相送り候方可然奉存候、癡解ト云コトモ、交渉之上、今少シ穩ナル目ニモ出来可申カトモ存候、

学寮派ニテハ吉谷ハマダ分ル中也、尤困ルハ龍山ナリトノコトニ候、

乘杉君私用アリ、昨夜出京、五七日間滞留之予定、弊寓ニ来泊、快談仕居候、小生本月初方不快之处、同君之快談等ニヨリ、目下ハ余程ヨロシク相成申候、

取急キ相認メ、早文・乱筆御推読可被下候、頓首、

明治三十一年

清川

円誠

清沢

月見

御両兄 座下

○『臘扇記』第一号明治三十一年十月二十五日条「○月見氏、清川氏・池原氏ト会晤ノ顛末、并ニ意見中ニ池原氏ノ考ナリトテ曰ハク、請求ニ有力有運心ト無力無運心トノ二アリ、若シ夫レ無力無運心ノ請求ハ、信順ト相容レザルニ非ズト、是レ余ノ前日岡田文助ニ対シテ云ヘル所ノ請求ニモ、自力アリ、他力アリト云フモノト同一ナリ」とあるは、本書簡と推定される。

一〇（明治三十一年カ）十月二十四日 月見覚了書簡

拜啓 別書昨夕到手、熟覽の上御廻送申上候、還由氏を招致して交渉せしむる事等、手段稍姑息ニ涉り候へ共、石翁亦調停ニ意あり、池原も之

に当らんとの事なれハ、兎も角も其手続ニ及候も、可然事かとも存候、尤も藤谷・池原等ニ一任致置候とて、決して成効ハ致間布、一方にハ吾人より石翁等へ嚴談を試み候事必要なるべしと存候、併し占部翁自身ニ

調停の交渉ニ応すべきや否、要ハ先ツ此点の見込を着けされハ、百交渉も徒勞ニ属すべく候、唯癡説とか、何とか、左様なる瘡ハ着けさせられ

ず、これ等二関してハ、無論吾人より石翁等への交渉必要と存候、乃ち(清川田誠)小生ハ清公よりの提議に賛成し、一方にハ藤谷を招致し、一方にハ小生共出京して、石翁と談する事ニ致し度奉存候、併し右占部氏の意向如何ハ、導師の御觀察ニ非れハ決し難く候間、其辺の御見込ニより、御同意出来候様被思召候ハ、清公申出の如く、書面差出す事ニ願上度候、何分先日来種々考案を試ミ候へ共、妙策も出て難く候儘、右様決着仕候次第ニ御座候、かの最後の手段、即世の公論ニ訴へ候事ハ、此等種々の手段を尽し候上にて着手致候も末晩と奉存候、

右、奉得貴意度一筆添啓仕候、早々頓首、

(明治三十一年カ)
十月廿四日 月見 覚了

(満之)
清沢様

別伸

来る廿九日より親族方ニ於て、蓮師四百年忌法要相勤め、前日頃より泊り掛ケにて参詣、右相済候後、拙寺報恩講執行仕度、来月九日頃迄ハ彼是仕居候間、若出京等致候様ならハ、可成其後の日取ニ願上度、勝手なる申分ニ候へ共、一応拝報仕置候、

一一 (明治三十一年) 十一月十二日 清川田誠書簡

(満之) 清沢兄方御郵送之御書両通ヲ封入セル月見兄之御書、今朝落手、難有拜見仕候、先以御兩位様共御健安ニ被遊御坐候段奉大賀候、(親順)占部問題ハ清兄之御先見通り、最早調停之見込絶果テ申候、小生モ池原氏之言フカ如キ、結局ニテハ拙モ老人之同意ヲ得難ク存居候処、今又公順氏之返書ヲ見テ、其気餒ノ更ニ盛ナルニ驚人申候、西派之学者ニ同説者之割合ニ多キヲ見テ、少シク熱狂セラレ候様被考候、其言之頑僻ナル、随分学寮派ニ譲ラサルモノ不尠、サテ、困リ入りタルモノニ候、
扱此争ヲ処分スルノ法ニ、理論上ヨリスルト、實際上ヨリスルトノ二途アルヘシ、若シ理論上ヨリスルトキハ、我々ハ初ヨリ両者之説ニ、是非ノ判断ヲ為サズ、唯如此争ヲナスノ不可ヲ論シテ、所謂安心調理ナルモノ、成立ヲ否定スルアルノミ、然ルニ今日ニ至リ、最早實際上之処分、
■其望ヲ絶シタル上ハ、清沢先生之御説ノ如ク、理論上ヨリ之ヲ痛論スルモ可ナラン歟、尤此ハ当下ノ問題ヲ処理スル■上ニ於テハ、同兄之御説ノ如ク、別段効能モ有之間敷存候ヘトモ、我々之之ニ関スル意見ヲ世ニ表明シテ、将来之知己ヲ待ツニ過キス候、
(今川覺神) 過日今公之御出京之際、(祐央)北方翁ニ会晤致候ニ付、翁ヲ経テ、(舜白)石川氏ニ一言相伝へ候、曰ク、聞ク所ニ依レハ、占部問題ハ本年中ニ処分セララル、御決心之由、若シ軽々ニ処分シテ、占部ヲ偏貶スルカ如キコトアラハ、其同行ハ相結合シテ本山ニ背キ、其結果随分可畏者可有之、且ツ我々モ先年来之行掛上、黙シ居ルコト難相成儀ニ候ヘハ、之ヲ処置スルニハ、慎重ナル考慮ヲ費シ、偏党之嫌ナキ様相望ムト、其際石川翁之返答ニ、

学寮連中より占部処分請求之上申書捧呈相成居レトモ、其上申書ハ唯占部之説ヲ異安心ト認。スルト云ニ止マリ、明ニ異安心ト判断シタルニハ非ス、如此上申書ニ拠リテ、占部ヲ異安心トシテ処分スルコトハ決シテ為サジト申居候由、然シドウスル積リカ未聞、其説へ寺務員モ閉口致居候コトト存候、

西派之宗学者等モ漸々此渦中ニ投シ来リ候へハ、双方ノ処分ヲナストナサ、ルトニ関セズ、此争論ハ追々其勢ヲ加フヘキコトト存候、此際我々之如キ意見ヲ發表シテ、彼等之謬見ヲ攪破スルモノアル■ニ非サレハ、此問題ノ結末ヲ告クヘキ時期ハ無カルヘク候、然レトモ我々之説ハ、到底彼等ノ頭ニ入り申間敷候、

○井公御北堂御病氣ハ、其全快ヲ期待セラレサリシコトナレトモ、祖公御病没之後、相繼テ御逝去之由、唯御哀悼之御事ト存候、

○元百十一銀行方去月中配当金トシテ、預ケ額之ニ割ヲ交付致候、三回ニ配当スルコトニ相成居候、後之ニ回ハイツニテ、其金額ハ幾何ナルカハ相分り不申候、右金ハ例ニ依リ、清兄へ御預カリ奉願度、序之節差上可申候、早速御報可仕筈之処、失念仕居候、実ハ右金之内小生少々拝借仕候ニ付、本月末ニハ取整、来月ニモ幸便アラハ差上置申度候間、左様御承知被下度奉願候、

○此程北海道之或ル寺方、小生ニ入寺ヲ求メ来リ候、該寺ハ、小生叔兄之任職地ト同組ニシテ、北海道ニ於ケル御同盟会加入寺地ノ一二候、家族ハ七十以上ノ老夫婦、外二名アルノミ、家族の關係ノ困難無之由、檀

數ハ左程多カラサレトモ、中等以上ノ財産家割合ニ多ク、從テ法務ノ繁ナラサル割合ニ、寺ノ生活ハ豊ナル方ニテ、同組内一、二ニ數ヘラル、寺ノ由、将来公私之用務アリテ、東京・々都等在住セント欲スル、其希望ニ任スヘシト唯トモ、可成当分一兩年ハ自坊在住ヲ望ムトノコト、檀用モ些細ナルモノハ、大抵役僧ニ勤メサセテ可ナレトモ、從來ノ習慣モアリテ、故ナクシテ役僧ノミニ勤メサセルコトハ、檀徒ノ不満足セサル所ヲ来スヘキ故ニ、組内之少年僧侶ヲ集メテ教育ヲ施シ呉レトノコトニ候、小生之人寺ヲ尤希望スルモノハ、多クハ組内ニ於テ尤勢力アルモノ、由、今度小生へ直接申来リタルモノハ、即チ其組長ニシテ、是ハ小生在北地中之知人ニ候、叔兄ヨリモ右寺檀之実情詳細報道ノ上、入寺ヲ切望シ来リ候、

因テ考フルニ、小生今日之境遇、内ニ在リテハ相当之勞ヲ執リ乍ラ、光精購求之余資モナク、又読書之余力ヲモ残サズ、辛フシテ一身之生活ヲ支ユルニ過キス、サレハ内外ニ出テ、世間之学校ニ教鞭ヲ執ルコトハ、タトヒ一時ノ急ヲ凌クニシテモ、面白カラヌコトニ有之、終身之ニ從事スルカ如キハ因ヨリ之事ニ候、然ルニ右之寺ハ小生希望之点ニ■
■矛盾スルモノ割合ニ少ナク候間、之ニ入寺シテ、当分少年僧侶ヲ相手ニ読書致シ、都合能ク参リ候ハ、予テヨリ小生之企望■シツ、アル、カノ漢学塾風ノモノニマテ發達セシメ候ハ、随分面白キコトニ可有之存候、若シ不幸ニシテ、其事成功セサルモ、将来自坊ニノミ束縛セラレサルヲ得ベキ見込モ有之、因テ一兩回交渉之上、略承諾ヲ与ヘ置候、併シ

尚未了之件モ有之、確約仕候^{リタル}ニハ無之候、御高見如何ニ候哉、実ハ最初御高見伺上候上、交渉スヘキ筈ニ候ヘトモ、先方ニテ非常ニ取急キ候タメ、不得其意候、

右ハ御兩位様之外、未夕何人ニモ話シ不申、当分内々ニ願上候、

時下冷氣弥増候、随分御自愛奉折上候、先ハ前条申上度、早々乱筆之段

御免可被下候、以上、頓首、

十一月十二日夜 (清川) 円誠

拜具

清沢大兄 (覺) 月見大兄

○「臘扇記」第一号明治三十一年十一月十六日条「○月見氏、清川氏書翰回致、中ニ該氏北海道入寺一条、内話、」とあるは、本書簡と推定される。

一一 明治三十一年十一月十四日 月見覺了書簡

〔封筒〕
參河国碧海郡

大浜町西方寺

清沢満之様

御親展

江州長浜祝町

新出の清沢満之宛書簡群の紹介

緘 月見覺了

十一月十四日夜

○消印、オモテ下二枚ノ切手ノ上各々「近江ノ長浜ノ十一月十五日、ウラ上「三河ノ大浜ノ十一月十五日」トアリ、

(1)

拜啓 別書昨夕到手致候処、今朝未明より先刻迄、法義にて他出罷在、

帰後熱執仕候間、不取御廻送申上候、

占部師問題ニ関し、理論上より痛論せは可ならんかとの清公之説ハ、曾(觀)て貴命も有之、敢て絶待的に不可なりといふには非れども、今日之を論

じて、占部師之為めニ別ニ益する所なくば、今日ニ於てするの必要可無

之歟、若之を論せんとならハ、寧ろ占部師問題ニ於ける寺務所等の処置の不都合を鳴らす方如何と存候、安心調理といへる事の不可なるは、曾

て御高説も承り、皆異論も可無之候へども、如何にして信向上の統一(仰)を持(又)つべきか、信仰ケ条様のものを定むべきか、或ハ曾て承候如く、単ニ

六軸を信奉するといへるのみの宣誓を為さしむるの策ニ出つべきか、此等の事ハ予め確定し置かされハ、吾人同志の一致せる意見として理論上

より論断を下し、着々歩を進め候事六ケ布かるべく、而して此点に付てハ、随分同志間にも異論可有之被存候、依て唯個人の意見として発表

し、全く占部問題と別物ニして論究せん事ハ固より可ならんも、当下の問題ニ解決を与へんとの動意よりするものならハ、十分同志間の異見を

合一せしめた上ニ非れハ不可なるべしと被存、且ツ占部師の為めニハ、

益する所なかるべしと存候、

同問題二関する石翁(石川舜台)の返答、何の事か、サツバリ分り不申、清公の伝言の儘と附記せしも、尤の次第二候、併し清公より一言石翁へ申入被具候事ハ、多少彼をして反省せしめ候ひし事と推想罷在候、頗る好注意と存候、

(2)

清公入寺の一件、漸く煩累を多くするの憂ハ確かニ有之候へども、坊主を止め候ての事ならハ、格別終世僧として、宗教家として、世ニ立たんとの根本思想有之候上ハ、単孤独立して生計を営ミ候事ハ、到頭不得策にて、生涯唯衣食の資ニ汲々するの不得已ざる事ニ可相成候へハ、小生ハ熟考の上賛成之意を表して申送る考ニ候、御高見如何ニ候哉、

近角氏今日帰郷の途次、突然来坊、直ニ自坊ニ帰られ申候、明日發、福

井ニ向ふとの事ニ候、例の仏教信徒国民同盟会の事ニ関してニ候、参

州・尾州にても何れ演説など致候積りの様子ニ見へ申候、躍起の様子、

得意の状態相見へ申候、十分の話も致候閑なく相別れ申候、

村上師等よりハ、其後杳として消息無之候へども、学校等の事ハ、先々

不相変の様子ニ候、

先ハ右当用迄、奉得貴意度如此御座候、早々頓首、

十四日夜 (月見) 覺了

清沢先生御座下

一三 (明治三十一年カ) 月見覺了書簡

拜啓 昨日京都宛の愚書、今入違ひニ別書到来致候間、不取敢御廻送申上候、占部氏(親順)ニ関する件、何とも憤慨之至ニ候、

併し大勢ハ恐くハ別報の如きものなるべく、何分問題が問題なれハ、人々所見を異にし、自然冷淡となり可申歟、兎ニ角昨日の愚書の返事の到るを待ちて、更ニ御相談願上度候、

教誨師の件(舜台)・石川処分の件など浮説紛々、何が何だか分らぬ様ニなり申

候、鳥尾等云云ハ、他にも其説をなす者あれど、多少揣摩の余ニ出てた

る説ニハ非ずやと存居候、秦の西行中々の躍起ニ候、安藤よりも社会評

論、是外の檄文到来、大草(藤実)も中々やり申候、

(月見) 覺了

清沢様 (滿之)

○本書簡、年月日を闕くも、明治三十一年と推定される。

一四 (明治三十五年四月カ) 五日 近角常観書簡

拜啓

昨日午前十時着京仕候、正ニ桜花爛熳之欣、釈尊降誕之聖会、頗る盛之有之候、政教時報改良御蔭を以て、紙上頗る光彩を加へ、万謝之至リニ奉存候、小吾執筆社説は猶少しく力を加ふる考之処、突然京都よひ寄せられ、少時間にて草草なるものニ相成申候、今儀編輯上、一寸異りたる方法を取らむと欲し、每号古来偉人の一人を攫ミ来りて、之を紹介・評

論及す事と致度存候、即此度は積尊ニ御座候、依之次の号ニ、トルストイを御招待申度と存候、依之あまり引続きにて、頗る恐縮至極ニ御座候ヘトモ、此度の号ニハ、トルストイニ関して何なりとも、御高見若くは御議論・御所感^(感)を傾けられむこと、切ニ希望し奉る次第ニ御座候、メ切は本月廿五日ニ御座候間、猶余日も有之候間、是非共御聞濟被下度、御願申上候、先ツ右御願申上度如此ニ候、

二伸

一昨郷里より差上候書面ニ大躰を委く申候、昨夜月・吉・太田・大艸諸^{(月見寛子) (祐慶) (慧英)}氏集会致趣首腹置候、昨夜斎藤氏^(吉田賢龍)婦郷、南条師ハ差支有之候間、欽輝館にて要領申上置候、京都宛之御書拜見仕候、時利アラズ、奈何トモスヘカラザル事と■候、一往法見へも披露致置候、

^(明治三十五年)
九月九日 常観

清沢先醒^(溝之)

執筆者紹介

- 小山 正文 (研究顧問)
- 新野 和 暢 (客員研究員 名古屋大谷高校教諭)
- 市野 智 行 (客員研究員 本学非常勤講師)
- 木 越 祐 馨 (加能地域史研究会代表)
- 藤 井 由紀子 (所員)
- 中 川 剛 (客員研究員 愛知学院大学 博士課程後期)
- 高 木 祐 紀 (客員研究員)
- 小 川 徳 水 (西巖寺住職)
- 工 藤 克 洋 (客員所員 京都産業大学史編纂室嘱託員)
- 松 金 直 美 (客員所員 真宗大谷派教学研究所助手)
- 脊 古 真 哉 (客員所員 本学非常勤講師)

同朋大学佛教文化研究所紀要 第三十六号

平成二十九年三月二十五日 印刷

平成二十九年三月三十一日 発行

名古屋市中村区稲葉地町七一一

編集者 同朋大学佛教文化研究所

幹 事 安 藤 弥

電話 ○五二一四一一―一三三七三

発行所 同朋大学佛教文化研究所

印刷所 株式会社 カミヤマ